

## ○北海道防衛局の当直に関する達

北海道防衛局達第23号

- 改正 平成21年3月31日北海道防衛局達第8号
- 改正 平成22年11月30日北海道防衛局達第15号
- 改正 平成23年3月31日北海道防衛局達第4号
- 改正 平成24年4月6日北海道防衛局達第7号
- 改正 平成27年3月27日北海道防衛局達第5号
- 改正 令和元年6月14日北海道防衛局達第1号
- 改正 令和2年12月21日北海道防衛局達第10号
- 改正 令和3年3月29日北海道防衛局達第8号
- 改正 令和4年6月28日北海道防衛局達第9号

北海道防衛局の当直に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

### 北海道防衛局の当直に関する達

第1条 北海道防衛局当直員（以下「当直員」という。）は、この達に定めるところにより次に挙げる業務の処理に当たるものとする。

- (1) 北海道防衛局の所掌事務に関する電話等による情報の処理に関すること。
- (2) 北海道防衛局の所掌事務に関し緊急を要する業務の処理に関すること。

第2条 当直員の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 17時15分から翌日8時30分まで
- (2) 休日<sup>(注)</sup> ① 8時30分から17時15分まで  
② 17時15分から翌日8時30分まで

(注) 休日とは、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

第3条 当直員は、当直室において勤務するものとする。当直者は職員をもって、これに充てる。ただし、局長、次長、防衛補佐官、会計監査官、総務部長、企画部長、調達部長、管理部長、企画部次長、調達部次長、総務課長、会計課長及び地方調整課長は除く。

第4条 当直員は、情報の処理に当たっては、常に冷静を保ち、的確な判断を下すよう心掛けなければならない。情報に接したときは、その内容に応じて、北海道防衛局非常勤務態勢に関する達（令和4年北海道防衛局達第10号）を踏まえ、対処するものとする。

第5条 当直員は、北海道防衛局の警備その他に関して緊急に処理を必要とする業務については、会計課連絡担当者（合同庁舎警備部門）と十分な連絡を保つほか、事態に応じ、会計課長に通知するとともに局長（局長と連絡がとれない場合は次長等のしかるべき者）の指示を仰いで適切な措置を採るものとする。

第6条 当直員は、勤務が終了したときは、取り扱った重要事項を当直日誌（別紙様式第1）に詳細に記入して総務課長に提出するものとする。ただし、勤務が終了した日が休日に当たる場合には、当直員の間で順次引継ぎを行い、最終当直員が当直日誌の提出を行う。

第7条 当直員が病気その他やむを得ない事情で勤務できないときは、当直勤務交代願（別紙様式第2）により、総務課長の承認を得なければならない。

第8条 当直員が病気その他やむを得ない事情により長期間勤務できないときは、当直勤務免除承認申請書（別紙様式第3）により、総務課長の承認を得なければならない。この場合において、免除期間は申請する年度を越えてはならない。

2 前項により免除を受けている当直員は、当直勤務が可能となった場合は、その旨を速やかに総務課長に報告しなければならない

。

第9条 当直者を指定するため、各部主務課長は、総務課長から示された割当日を基に、部内各課長と調整し、当直勤務割当表（案）を作成し、前月の示された期日までに総務課長に提出するものとする。

2 総務課長は、各部からの当直勤務割当表（案）を基に、当直勤務割当表を作成し、各部主務課長に通知するものとする。

第10条 達を実施するために必要な細目は、総務課長の定めるところによる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北海道防衛局達第8号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日北海道防衛局達第15号）

この達は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日北海道防衛局達第4号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日北海道防衛局達第7号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成27年3月27日北海道防衛局達第5号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日北海道防衛局達第1号）

この達は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年12月21日北海道防衛局達第10号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日北海道防衛局達第8号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日北海道防衛局達第9号）

この達は、令和4年7月1日から施行する。

## 当 直 日 誌

年 月 日 ( 曜 )

引継時間 時 分

供 覧		課 長		補 佐		
当 直 員	所 属		官 職		氏 名	
記 事						
1 特記事項						
2 その他						

承	総務課長	補佐	係長
認			

確	庶務担当課庶務係長
認	

## 当直勤務交代願

当直勤務を次のとおり交代したいので、承認願います。

申請者

官 職                      氏 名

官 職                      氏 名

区分	当直年月日	所 属	官 職	氏 名
当初予定	( 曜日 )			
	( 曜日 )			
交代後	( 曜日 )			
	( 曜日 )			
理由				

別紙様式第3

承認	総務課長	補佐	係長

確認	担当課長

年 月 日

当直勤務免除承認申請書

申請者 所属 部 課

氏 名

当直勤務を下記理由により免除願いたい。

記

免除対象者	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	